

# 紹介状を持って受診しましょう

## 紹介状を持たずに受診した場合の選定療養費の改定

令和2年診療報酬改定により、紹介状を持たずに地域医療支援病院(200床以上)を受診する場合の定額負担制度が拡大し、当院の選定療養費の金額が以下のように変わります。

	対象	2020年 9月まで	2020年 10月から
初診時 選定療養費	紹介状を持たずに 当院を初診で受診された方	3,300円	(初回) <b>5,090円</b> <small>ただし歯科口腔外科は 3,300円</small>
再診時 選定療養費 (再診の都度)	病状が安定し、他の医療機関へ紹介する 申出の後も、当院で診療を希望し <b>紹介状 を持たずに受診された方</b>	(なし)	(再診の都度) <b>2,540円</b> <small>ただし歯科口腔外科は 1,520円</small>

・金額は税込みです。

・最終受診から間隔が空くと疾患によっては治癒したと判断され再び初診になる場合もあります。



**紹介状を持って受診しないと、  
診療費に加えて、保険外で選定療養費を支払うことになります。**

・かかりつけ医からの紹介状（診療情報提供書）を持って受診しましょう。

## 選定療養費について

地域医療支援病院(200床以上)は、医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携のための措置として、患者の病状その他の患者の事情に応じた適切な他の医療機関を紹介することと併せて、他の医療機関等からの紹介なしに受診した患者については、選定療養の料金を徴収する義務があります。

### 選定療養費の対象外となる方

1. 他の保険医療機関など※からの紹介状をお持ちいただいた方  
(※接骨院等は除く)
2. 救急車で搬送され、救急医療が必要である方
3. 特定の疾患または障害などの各種公費負担制度の受給者である方
4. 生活保護法による医療扶助の対象となっている方
5. 当院の他の診療科に通院している方

紹介状（診療情報提供書）を持参して受診すれば、選定療養費の対象となりません。  
当院での診療が必要かどうか一度かかりつけ医と相談することをお勧めします。